

議案第106号

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例  
について

小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例  
第41号）の一部を別紙のように改正する。

令和2年11月27日提出

小松島市長 中山 俊 雄

## 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を改正する条例

第1条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例（昭和50年小松島市条例第41号）の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に，  
「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 小松島市長，副市長及び教育長の給与条例の一部を次のように改正する。

第3条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」  
に，「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

### 附 則

この条例は，公布の日から施行する。ただし，第2条の規定は，令和3年4月1日から施行する。